

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 7 月 2 日

【会社名】 日本カーバイド工業株式会社

【英訳名】 NIPPON CARBIDE INDUSTRIES CO., INC.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 平田 泰稔

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目11番19号

【電話番号】 03(5462)8200

【事務連絡者氏名】 総務部長 栗原 清隆

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目11番19号

【電話番号】 03(5462)8200

【事務連絡者氏名】 総務部長 栗原 清隆

【縦覧に供する場所】 日本カーバイド工業株式会社 大阪支店
(大阪市中央区淡路町二丁目 5 番 9 号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第114回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円 総額163,769,258円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条の目的に「発電および売電に関する事業」を追加する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、西村文男氏、三村育夫氏、芹沢洋氏、新夕秀典氏及び近藤基氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、永島義郎氏、赤木裕氏及び木村公彦氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、吉田達郎氏を選任する。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役岡賢一氏及び石倉昭裕氏並びに退任監査役大日向正文氏、小野孝男氏及び江成郁夫氏に対し退職慰労金を贈呈する。

第7号議案 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役平田泰稔氏、早勢隆氏、三村育夫氏、藤川利倫氏、越智桂氏及び芹沢洋氏並びに監査役永島義郎氏に対し退職慰労金を打ち切り支給する。

なお、支給の時期は各取締役及び監査役の退任時とする。

第8号議案 取締役及び監査役の報酬額の月額から年額へ改定の件

取締役の報酬額を月額2,000万円以内から年額2億4,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,500万円以内）とし、監査役の報酬額を月額700万円以内から年額8,400万円以内とする。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	53,004	44	0	(注) 1	可決 97.91
第2号議案	53,010	39	0	(注) 2	可決 97.92
第3号議案					
西村 文男	52,985	64	0	(注) 3	可決 97.87
三村 育夫	52,988	61	0		可決 97.88
芹沢 洋	52,993	56	0		可決 97.89
新夕 秀典	52,978	71	0		可決 97.86
近藤 基	52,976	73	0		可決 97.86
第4号議案					
永島 義郎	50,833	2,216	0	(注) 3	可決 93.90
赤木 裕	50,936	2,113	0		可決 94.09
木村 公彦	50,793	2,256	0		可決 93.82
第5号議案	51,544	1,505	0	(注) 3	可決 95.21
第6号議案	49,834	3,215	0	(注) 1	可決 92.05
第7号議案	50,994	2,055	0	(注) 1	可決 94.20
第8号議案	52,968	81	0	(注) 1	可決 97.84

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。